

議案第69号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年12月11日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

この案を提出するのは、令和元年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告を鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

第9条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和元年6月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。